

日本糖尿病学会公式ロゴマーク利用規約

第 1 条(目的)

本規約は、一般社団法人 日本糖尿病学会(以下「本学会」という)が所有するロゴマーク(以下「ロゴマーク」という)の知的財産権を保護し、その適切な利用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条(ロゴマークの定義)

本規約においてロゴマークとは、本学会が定めた以下のデザインを指す。

- (1) サークル
- (2) ボックス
- (3) 日本地図



(1)サークル



(2)ボックス



(3)日本地図

第 3 条(権利の帰属)

ロゴマークに関する著作権、商標権(出願中のものを含む)、その他一切の知的財産権は、すべて本学会に帰属する。

第 4 条(利用基準)

1. ロゴマークの利用にあたっては、本学会が主催・共催・後援する活動に関連する範囲に限定する。
2. ロゴマークは、営利を目的とする商品、サービス、広告、パンフレット、Web サイト、その他の媒体には一切利用(複製・模倣を含む)することができない。

第 5 条(ロゴマークを付した物品の製作・頒布)

1. ロゴマークを付した物品(キーホルダー・衣料品など)を製作すること、及び、有償・無償を問わず頒布することは、本学会のイベントに関連する場合に限り認めるものとする。
2. この場合は、所定の書式に、利用目的、利用方法その他本学会が必要と認める事項を記入し、サンプルとなる物品を添えて、本学会へ提出しなければならない。

第 6 条(利用申請)

前条の規定以外のロゴマークの利用について申請は求めない。ただし、承認される利用は、第 4 条に定める利用基準を満たすものに限る。

第 7 条(利用料)

ロゴマークの利用料は無料とする。ただし、承認される利用は、第 4 条に定める利用基準を満たすものに限る。

第 8 条(禁止事項)

次の各号のいずれかに該当する利用は認めない。

1. 法令または公序良俗に反するもの
2. 本学会またはロゴマークの信用または品位を損なうおそれがあるもの
3. 特定の政治活動、宗教活動または思想活動を支援し、またはこれらを連想させるおそれがあるもの
4. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当する者の利用
5. 本学会が特定の商品、企業またはサービスを推奨または保証していると誤認されるおそれがあるもの
6. 第三者の権利を侵害するもの
7. ロゴマークのデザインを改変して利用するもの
8. 生成 AI その他の人工知能技術を用いてロゴマークの画像を生成、加工または模倣するもの
9. その他、本学会が不適當と認めるもの

第 9 条(ロゴ利用条件)

1. 利用者は、すべて本利用規約に従わなければならない。
2. 利用者は、本学会が提供するロゴマークのデザインデータのみを使用するものとし、当該データを改変せず、そのまま利用しなければならない
3. 利用者は、本学会の承諾なく、ロゴマークの色彩、形状、比率、表情、ポーズ、文字その他デザイン上の要素について、変更、加工、切除、追加、変形その他一切の改変を行ってはならない
4. 本学会は、利用者に対し、ロゴマークとともに「©The Japan Diabetes society」と表示することを求めることができる。

第 10 条(利用の中止)

利用者は、ロゴマークの利用が本規約に違反すると本学会が判断した場合、または、ロゴマークの利用を本学会が不適當と認めた場合には、直ちにロゴマークの利用を中止し、本学会が指示する措置をとらなければならない。

第 11 条(免責)

利用者が、ロゴマークの利用により損害を生じ、又は、第三者との間で紛争を生じた場合でも、本学会はその責任を負わない。

第 12 条(その他)

本規約に定めのない事項については、本学会がその都度判断するものとする。

附則

本規約は、2026 年 9 月 17 日より施行する。